

斑鳩町地域観光魅力向上事業実施業務公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本実施要領は、斑鳩町地域観光魅力向上事業実施業務に係る契約の相手方となる受託候補者の特定にあたり、公募型プロポーザル方式の実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務の概要

(1) 業務名

斑鳩町地域観光魅力向上事業実施業務

(2) 業務内容

別紙3「業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

(4) 業務場所

斑鳩文化財センター（地域振興課）及び町が指定する場所

(5) 契約範囲、業務費限度額

① 本プロポーザルを経て契約を想定している範囲は、仕様書のとおり

② 提案上限額

7,998,200円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※提案上限額は契約予定金額を示すものではない。

※提案上限額は本契約の履行に係るすべての経費を総額とする。

(6) 契約締結及び代金の支払方法

① 契約方法

随意契約 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号

② 支払条件

代金の支払は、業務完了後の1回払いとする。

3. 参加資格要件

(1) 本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

②仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有すること。
また、本町の指示に柔軟に対応できること。

③斑鳩町建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領（平成23年12月斑鳩町要領第3号）又は斑鳩町物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領（平成23年12月斑鳩町要領第4号）による入札参加停止措置を受けていないこと。

④企画提案書等の提出日において、国税、地方税の滞納がないこと。

⑤破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこ

と。

⑥会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による再生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

⑦近畿圏内（2府4県）に本店（主たる営業所）又は支店（主たる営業所から本町との契約について、一切の権限を委任されている営業所）を有すること。

⑧過去5年間に観光コンテンツ造成、観光に係るテストマーケティング、観光に係るプロモーションの実施、観光に係るセミナー・ワークショップの開催等に係る受注実績があること

(2) プロポーザルへの参加者が、次のいずれの場合にも該当しないこと。

① 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（町との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ）の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止策に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

③ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

⑤ 上記③及び④に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(3) プロポーザルへの参加者が、受託候補者特定までの間に上記の参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

(4) 令和7年度において斑鳩町入札参加資格を有していない者については、10ページの入札参加資格審査必要手続のとおり、入札参加資格審査の申請を行うこと。

4. 募集内容

(1) プロポーザル実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

(2) 募集方法

令和7年7月1日（火）から町入札掲示板及び町ホームページ上で本実施要領を公表し、同時にホームページ上で関係書類を配布する。

5. 参加の申込

本プロポーザルに参加しようとする者は、本実施要領、仕様書等の各規定を理解した上で、以下に掲げるところにより申し込むものとする。

(1) 提出書類 各1部

①プロポーザル参加申込書（様式1）

- ・入札参加資格者名簿の登録において、支店・営業所等に契約締結権限を委任している場合は、その支店・営業所等名で提出すること。印は入札参加資格審査申請で届出している届出印を使用すること。

②会社概要（様式2）

- ・公告日以降に取得した都道府県税（営業所等に委任する場合は、委任先所在地の都道府県税が対象）、法人税又は所得税及び消費税の納税証明書（納期限を過ぎて滞納となったものがないことの証明）の写しを添付すること。
- ・会社案内等の資料があれば添付すること。

③業務実績（様式3）

- ・過去5年間に他市町村、団体等での類似業務の実績がわかる資料（契約書等）を添付すること。

(2) 提出期限

令和7年7月22日（火） 午後5時（必着）

(3) 提出先

斑鳩町都市建設部地域振興課（14. 問合せ・提出先のとおり）

(4) 提出方法

提出期限までに郵送又は持参すること。

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到着しなかったことによる異議申し立ては、一切受け付けない。

6. 質疑書の提出及び回答方法

本プロポーザルに関する質問の提出方法等は次のとおりとする。質問内容は実施要領、仕様書等に係るものや提出書類の作成に係るものに限る。審査及び受託候補者の特定に係る質問は一切受け付けない。

(1) 提出期限

令和7年7月8日（火）午後5時

(2) 質疑書記載方法

質疑書（様式4）に、質問の内容を簡潔に記載すること。電子メールで質問を行う場合には1ファイルとすること。

(3) 質疑書提出方法

斑鳩町都市建設部地域振興課（14. 問合せ・提出先のとおり）に電話連絡の上、電子メール又はFAXで行うこと。

電子メールにより質問をする場合、件名を「斑鳩町地域観光魅力向上事業実施業務

公募型プロポーザルに係る質問（法人名）」とすること。

(4) 質疑書回答方法

質問の回答については、町ホームページにより公表する。回答期限は令和7年7月10日（木）とする。

7. 参加の辞退

参加申込者は、企画提案書等の提出期限（令和7年7月22日（火）午後5時）までは、いつでも参加を辞退することができるものとする。参加を辞退しようとする者は、任意様式に辞退の旨及び辞退の理由を明記して、斑鳩町都市建設部地域振興課（14. 問合せ・提出先のとおり）に郵送又は持参すること。ただし、当該辞退の届出をした後は、その撤回をすることはできないものとする。

8. 企画提案書等の提出

参加申込者は、本実施要領、仕様書等の各規定を理解した上で、最適なコンテンツ・イベント等の企画提案書等を、以下に掲げるところにより提出するものとする。

(1) 提出書類

- ①企画提案書（任意様式）
- ②組織体制に関する調書（様式5）
- ③業務工程表（任意様式）
- ④斑鳩町地域観光魅力向上事業実施業務見積書（様式6）

(2) 提出期限

令和7年7月22日（火） 午後5時（必着）

(3) 提出先

斑鳩町都市建設部地域振興課（14. 問合せ・提出先のとおり）

(4) 提出方法

提出期限までに郵送又は持参すること。

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により提出書類が提出先に到着しなかったことによる異議申し立ては、一切受け付けない。

(5) 提出部数

正本1部、副本7部とする。

9. 企画提案書等作成に当たっての留意点

(1) 記載要領

①企画提案書（任意様式）

企画提案書は業務の実施体制、実施方針及び実施方法等を記述するものとし、その項目は別紙1のとおりとする。作成にあたっては、読み易さや解りやすさに留意し、正確かつ簡潔な内容とすること。企画提案書は両面印刷でページ番号を附番して提出すること。

②組織体制に関する調書（様式5）

本業務の運営に係る組織体制について、様式に従って記載すること。

③業務工程表（任意様式）

本業務に関する業務工程を記載すること。仕様書に記載された業務内容について、業務期間を通じた工程が確認できるように配慮すること。

④斑鳩町地域観光魅力向上事業実施業務見積書（様式6）

(a) 事業経費内訳について

本業務の実施に要する事業経費の内訳について、別紙仕様書に記載の業務概要の項目ごとに記載すること。経費内訳に記載する金額は、税抜き金額とする。

(2) 企画提案書等の様式

企画提案書等の用紙サイズはA4サイズ、文字サイズは10.5ポイント以上とするが、図表等ではA3サイズ、他のポイントを使用してもよい。図表等の使用は自由とするが、容易に読解可能なものとし、A4の縦ファイルに綴じて提出すること。なお、A3サイズの書類は折り込みを行い、A4サイズで提出すること。ファイルの表紙及び背表紙には、本業務の業務名と提案者の商号又は名称を記載したラベルを貼付すること。

(3) その他

- ①町が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- ②企画提案書等の提出は1者につき1案とする。

10. 審査及び受託候補者の特定方法

(1) 特定方法

企画提案書等の審査及び特定は、斑鳩町地域観光魅力向上事業実施業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置して、本実施要領で定めた基準及び審査方法により、企画提案書等について書類審査を行い、その内容を総合的に評価し、その結果に基づいて最高得点者を本業務の受託候補者として特定する。提出された書類等の内容については、後日問合せを行う場合がある。

なお、企画提案者が1者のみの場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。評価点の合計が満点の6割に満たない場合は、受託候補者としなない。

(2) 書類審査

提出された企画提案書等の書類について、評価項目及び配点に基づき審査する。なお、審査経緯は公表せず、審査内容及び結果に関する異議申し立ては一切受け付けない。

(3) 失格事項

プロポーザルの参加者及び提案内容について次の事項のいずれかに該当する場合には、当該参加者を失格とし、直ちに本業務の受託資格を失う。

- ①企画提案書等の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- ②企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
- ③参加資格に適合しない場合

④本実施要領等において示した内容に違反又は逸脱した場合

⑤見積書の見積額が提案上限額を超える場合

(4) 審査基準及び配点

審査においては、企画提案の内容、業務実績、見積額等による総合評価を実施する。審査の実施に際しての配点及び評価基準は別紙2のとおりとする。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、令和7年7月下旬頃に全ての参加者に通知するとともに、町ホームページにおいて受託候補者を公表する。なお、審査の経過については一切公表しない。ただし、受託候補者特定後及び契約締結後は、参加者に対して自己の評価結果を情報提供することができる。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

1 1. 契約の締結

(1) 契約の締結

最高得点者として受託候補者に特定された者（参加者が1社のみの場合を含む。）と協議を行い、内容について合意に至った場合は、随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）の方法により契約の締結を行う。協議にあたっては、仕様や価格等の交渉を行い、受託候補者は改めて見積書を提出するものとする。契約交渉が不調のときは、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

なお、契約交渉に係る費用は、特定された者が負担するものとする。また、随意契約時における仕様書等の詳細な事項については改めて協議を行うものとする。

(2) 契約保証金

契約保証金は、斑鳩町契約規則第19条の規定による。

1 2. その他

(1) 本プロポーザルへの参加に係る企画提案書等の作成及び提出等に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

(2) 緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を町に請求することはできないものとする。

(3) 提出された企画提案書等は返却しない。また、提出された企画提案書等は本プロポーザルにおける特定のみを使用するものとし、提案者に無断での利用はしない。なお、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において複製、保存等を行う場合がある。

(4) 提出期限以降における書類の変更、差し替え及び再提出は認めない。ただし、提案書の内容を確認するため、町から追加資料を求めた場合はこの限りでない。

(5) 企画提案書等について情報公開請求があった場合は、斑鳩町公文書の開示に関する条例（平成10年3月斑鳩町条例第1号）に基づき、公開する場合があるものとする。

(6) 企画提案書等に記載した技術者の変更は原則として認めない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ないと認められる事由がある場合には、本町と協議のうえ決定するものとする。

- (7) 本要領に示した書類のほかに、記載内容を証明するために必要と認められる書類の提出を求めることがある。
- (8) 本プロポーザルの企画提案書等の作成のために本町から受領した資料及び知り得た情報等は、公表又は使用してはならない。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。また、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

1 3. スケジュール

実施内容	実施期間または期日（土日・祝日を除く）
公告	令和7年7月1日（火）
参加申込書等提出期間	令和7年7月1日（火）～7月22日（火） 午後5時
質疑書提出期間	令和7年7月1日（火）～7月8日（火） 午後5時
質疑書回答期限	令和7年7月10日（木）
企画提案書等提出期間	令和7年7月1日（火）～7月22日（火） 午後5時
結果通知・結果公表	令和7年7月下旬予定
契約締結	令和7年7月下旬予定

※災害その他の理由によりやむを得ず、上記日程を変更する場合がある。この場合、参加者に速やかに連絡する。

1 4. 問合せ・提出先

斑鳩町都市建設部地域振興課（担当：上田、池田、伊藤、山本）

住所 〒636-0114 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西1丁目11番14号
斑鳩文化財センター内

電話番号 0745-70-1200

FAX 0745-70-1201

電子メール chiiki@town.ikaruga.nara.jp

別紙 1

< 提案項目 >

	項目	記載内容
1	業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的な知識や経験のある担当者の配置 ・ 実施スケジュール ・ 本事業実施における受託事業者と本町との役割 ・ 法隆寺等の地元関係機関との連携 ・ 過去5年間の他市町村、団体等での類似業務実績
2	コンテンツ造成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周遊促進など観光消費額の増加に向けた方策について
3	販路開拓	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収益性を上げるための方策について
4	情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効果的な情報発信について
5	地域性の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本町の観光における課題解決や魅力促進に向けた今後の方策について
6	将来的な展開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 造成したコンテンツの継続的な提供 ・ 次年度以降も活用できるような将来的な展開案
7	事業趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域観光魅力向上事業」の事業趣旨に沿った提案
8	経費の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経費の内訳・範囲について

別紙2 <書類審査評価基準>

評価項目		評価基準	配点
①業務遂行能力	1. 業務実施体制	①専門的な知識や経験のある担当者の配置 ②実施スケジュール ③本事業における受託事業者と本町の役割 ④法隆寺等の地元関係機関との連携 ⑤過去5年間の他市町村、団体等での類似業務実績	30
②企画提案内容	2. コンテンツ造成	①コンテンツを通じて地域の魅力を体験できる提案になっているか。 ②来訪者の滞在時間の増加や周遊による観光消費額の増加に繋がる提案となっているか。	40
	3. 販路開拓	①観光事業者向けや一般消費者向けなど多様な販売チャネルを活用した提案となっているか。	50
	4. 情報発信	①体験動画、SNS、メディアを活用してコンテンツの魅力を国内外に効果的に訴求し、販売促進に繋がる提案となっているか。	50
	5. 地域性の理解	①本町の観光の現況を理解し、課題解決や魅力促進などに対応できる内容となっているか。	30
	6. 将来的な展開	①造成したコンテンツについて、継続的な販売を前提とした提案となっているか。 ②一過性の取り組みではなく、次年度以降も継続して活用できるような将来的な展開案が示されているか。	40
	7. 事業趣旨	①観光庁「地域観光魅力向上事業」を理解し、その事業趣旨に沿った内容となっているか。	30
	③経費	8. 経費の妥当性	①経費の内訳・範囲が明確で、提案内容に見合った金額となっているか。
合 計			300

入札参加資格審査必要手続

アの提出期限までに入札参加資格審査申請書等を提出しない者、または、当該申請書の審査の結果、入札参加資格がないと認められる者は、本プロポーザルに参加することができない。

ア 提出期限

令和7年7月22日（火）午後5時（必着）

イ 提出先

斑鳩町都市建設部地域振興課（14. 問合せ・提出先のとおり）

ウ 提出方法

提出期限までに郵送又は持参すること。

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到着しなかったことによる異議申し立ては、一切受け付けない。

※受付票が必要な場合は、宛先を明記し、切手を貼付した返信用封筒又はハガキを同封すること。なお、入札参加資格がないと認められる場合は、令和7年7月22日（火）までに別途通知する。

エ 入札参加資格審査申請書等

(ア) 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書

※斑鳩町指定の書式を使用すること。

※斑鳩町役場のホームページからダウンロードすること。

(<https://www.town.ikaruga.nara.jp/0000000298.html>)

(イ) 契約実績書

(ウ) 直前決算時の財務諸表

(エ) 営業所一覧表（本社から営業所等に委任する場合は、その委任する営業所等にアンダーラインを引くこと。）

(オ) 委任状 ※本社から受任する場合

(カ) 使用印鑑届

(キ) 印鑑証明書 ※発行から3ヶ月以内のもの（原寸での写し可）

(ク) 履歴事項全部証明（商業登記簿謄本）※発行から3ヶ月以内のもの（写し可）

(ケ) 最新の納税証明書の写し（納期限を過ぎて滞納となったもののないことを証明）※発行から3ヶ月以内のもの（写し可）

個人の場合は、都道府県税（注1）、所得税、消費税及び地方消費税（注2）
法人の場合は、都道府県税（注1）、所得税、消費税及び地方消費税（注3）

注1 都道府県税事務所で交付。（都道府県税全税目に滞納「納期が過ぎて滞納となったもの」のないことを証明。なお、本社から営業所等に委任する場合は、委任先所在地の都道府県税が対象となる。

注2 税務署で交付。（納税証明書「その3の2」個人用証明）

注3 税務署で交付。（納税証明書「その3の3」法人用証明）